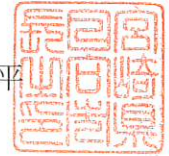


公募型プロポーザル参加者の募集について

下記の業務委託に係るプロポーザル参加者を募集します。

令和 4 年 6 月 8 日

日向市長 十屋 幸平



記

1 業務目的

現在の市体育センター及び武道館は、建設から約 50 年が経過しており、老朽化に加え、耐震性にも課題があることから、利用者の安全性の確保や多発する自然災害に備えた避難拠点としての整備等、多様化する市民ニーズに応える設備の充実が求められている。令和 4 年 4 月に策定した「日向市総合体育館整備基本計画」において、建設については、効率的で合理的な設計・施工を実現するとともに、工事の品質の一層の向上を目指して、民間事業者の技術力とノウハウを生かした設計・施工を一括して発注するデザインビルド（以下「DB」という。）方式を採用したところである。

このDB方式による建設事業を円滑かつ計画的に実施するにあたり、実施方針の策定・公表や要求水準書、配布用図書の作成から事業者の選定、さらに契約締結までの様々な作業や手続きに対し、必要となる調査・検討を踏まえて豊富なマネジメント能力を有する事業者から支援を得るため、DBアドバイザー業務を幅広い知識と優れた技術力を持ち、同種業務の実績を有する事業者を対象に公募型プロポーザル方式により選定を行なうもの。

2 業務内容

- (1) 業務名：日向市総合体育館整備事業者選定等支援業務委託
- (2) 履行場所：日向市内
- (3) 履行期間：契約締結の日から令和 5 年 8 月 31 日まで
- (4) 概要：別添「日向市総合体育館整備事業者選定等支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (5) 契約限度額：50,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 57 年日向市告示第 34 号）第 10 条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成 29 年日向市告示第 61 号）第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 令和 4 年度日向市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、業務委託の「建設コンサルタント」の業種に登録されていること。ただし、名簿に登録のない者については、下記 8（6）に定める手続を行った上で資格を有すると認められる場合に、名簿に登録されている者とする。
- (9) 別紙の業務委託仕様書で定める委託業務について、専門技術者等十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。また、当市の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 平成 24 年 4 月 1 日以降に DB 事業者の選定に係る支援業務（以下「同種業務」という。）を行った実績があること。
- (11) 本業務のうち専門分野については、協力事務所を加えることができる。その場合、協力事務所は「3 提案者の資格要件」の(1)～(7)、(9)～(10)を満たすこと。

4 参加等に対する制限

支援事業者及びその関連企業（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条の規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、または、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、今後発注する日向市総合体育館建設事業に関する設計業務の受託者及び工事の受注者になることはできない。

5 参加条件

参加条件は、次のとおりとする。

- (1) 管理技術者及び照査技術者は、同種業務又は P F I（D B O）事業者選定支援（アドバイザー）業務（以下「類似業務」という。）に携わった実績がある者であること。
- (2) 管理技術者は、CCMJ（一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会が認定するコンストラクション・マネジャー）の資格を有する者であること。
- (3) 支援業務を担当する各分野の主任技術者の資格要件は次のとおりとする。
 - ア 建築（総合）

一級建築士又は C C M J（一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会が認定するコンストラクション・マネジャー）の資格を有する者であること。
 - イ 建築（構造）

構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有する者であること。
 - ウ 電気設備

設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。
 - エ 機械設備（給排水衛生・空調換気）

設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士の資格を有する者であること。
 - オ 建設コスト管理

建設コスト管理士又は建築積算士の資格を有する者であること。
 - カ 工事施工計画

一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
- (4) 管理技術者は建築（総合）主任技術者との兼務を認める。
- (5) 主任技術者は電気設備と機械設備との兼務を認める。
- (6) 管理技術者と照査技術者は、参加者と直接的な雇用関係を有すること。
- (7) 契約の履行の全部または主要な部分を一括して第三者に再委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により委託者の承諾を得るものとする。

(8) 有資格者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に該当しない者であること。

6 評価基準 別表のとおり

7 スケジュール

募集開始	6月 8日（水）
参加表明書類の提出期間	6月 8日（水）～ 6月22日（水）
質疑受付期間	6月 8日（水）～ 6月15日（水）
技術提案書提出要請の通知	6月27日（月）
技術提案書の提出期限	7月 6日（水）
技術提案書審査及びヒアリング	7月11日（月）
技術提案書の特定結果の通知	7月12日（火）

8 参加表明手続

本プロポーザルへ参加を希望するもの（以下「参加希望者」という。）は、下記により参加表明書等を提出すること。

※プロポーザル参加者が1者の場合も技術提案書の審査は実施します。

- (1) 提出期限 令和4年6月22日（水）午後5時15分必着
- (2) 提出場所 日向市総務部 資産経営課
- (3) 提出方法 持参（土日、祝日は除く開庁時間内に限る。）又は郵送（特定記録郵便等の配達記録が残るものに限る。）
- (4) 提出書類
 - ①公募型プロポーザル参加表明書（様式第2号）
 - ②事業所の概要（様式第10号）
 - ③事業所の業務実績（様式第11号）
 - ④管理技術者の業務実績等（様式第12号）
 - ⑤各主任技術者の業務実績等（様式第13号）
 - ⑥協力事務所の概要（様式第14号）※該当する場合のみ提出
- (5) 提出部数 原本1部（クリップ留め）
写し1部（左側2ヶ所ホッチキス留め）
- (6) その他

令和4年度日向市建設業者等有資格業者名簿への追加登録を同時申請する者は、添付の日向市競争入札参加資格審査申請書様式を使用し、上記（4）に掲げる提出書類とあわせて提出すること。

なお、追加登録の認定は、日向市建設業者等審査委員会の審査を経て決定するものとし、審査結果は令和4年6月27日までに書面により通知します。

9 技術提案書提出手続

参加資格審査を経て提案書提出依頼を受けた者は、以下の手続きで技術提案書等を提出願います。

- (1) 提出期限 令和4年7月6日（水）午後5時15分必着
- (2) 提出場所 日向市総務部 資産経営課
- (3) 提出方法 持参（土日、祝日は除く開庁時間内に限る。）又は郵送（特定記録郵便等の配達記録が残るものに限る。）
- (4) 提出書類 各13部提出すること。

- ①技術提案書（様式第 16 号）
- ②技術提案評価に係る提案書（様式第 17- 1 号）
 - ・業務実施方針（様式第 17- 2 号）
 - ・業務提案書（様式：自由 A 3 版 3 頁以内）
- ③業務工程表（様式：自由 A 3 版 1 頁以内）
- ④見積書及び見積内訳書（様式：自由）

10 留意事項

- (1) 文字サイズは、10.5 ポイント以上とすること。
- (2) 技術提案書には、参加者を特定できる名称は表示しないこと。
- (3) 技術提案書は、1 事業者につき 1 提案とする。
- (4) 提出された資料は、返却しません。
- (5) 提案書提出後の資料追加・訂正は認めません。
- (6) 提案書等の作成及び提出、ヒアリングに要する費用は、提案者の負担とします。
- (7) 提案書等の著作権は提案者に属しますが、必要な範囲で複写することがあります。

11 質疑の受付・回答

- (1) 受付期間 令和 4 年 6 月 8 日（水）から 6 月 1 5 日（水）午後 5 時までとします。
- (2) 提出方法 事務局へ電子メールにより提出すること。また、質問書の提出後、電話により受信確認を行なうこと。（様式第 15 号）
- (3) 回答期限 6 月 1 7 日（金）までに市ホームページ上に掲載します。

12 ヒアリングの実施

- (1) ヒアリングは、令和 4 年 7 月 1 1 日（月）を予定していますが、詳細については決定次第通知します。（コロナ禍の状況を踏まえ、リモートで行う場合があります。）
- (2) ヒアリングの出席者は、本プロポーザルを担当する担当技術者を含み、1 社当たり 3 名以内とします。
- (3) ヒアリングは、1 社につき 2 0 分以内とし、審査委員からの質疑を 1 5 分程度とします。
- (4) 会場にホワイトボード、スクリーン及びプロジェクターを用意します。
- (5) 説明は技術提案書に記載した内容に限ります。

13 審査

- (1) プロポーザル参加要請者の選定及び提案書の特定に係る審査は、当市の職員で構成するプロポーザル審査会で非公開により行います。
※なお、技術提案書を提出した事業者が 1 社の場合であっても、11. 質疑回答及び 12. ヒアリング等を実施の上、上記(1)の審査方法により、当該事業者の選定の可否を決定します。
- (2) 得点が最上位のものを最優秀事業者（契約予定事業者）として特定し、次に得点が高かったものを次点の事業者として特定します。最高得点者が複数の場合は、審査会委員の投票で決定します。
- (3) プロポーザル参加要請者の選定結果については、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知します。
- (4) 技術提案書の特定結果については、特定された者にはその旨を、特定されなかった者にはその旨及び理由を、「結果通知書」により通知します。

14 無効となる参加表明書又は技術提案書等

参加表明書又は技術提案書等が、以下に該当する場合は無効となる場合があります。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限、参加要件に適合しないもの。
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

15 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となる場合があります。

- (1) 本公告に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合。
- (2) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合。
- (3) ヒアリング時に担当技術者が欠席した場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態により、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合は、この限りでないため、該当する場合は、その旨を書面にて提出すること。この場合、ヒアリングは行なわないが、提出された技術提案書は評価の対象とします。
- (4) その他審査会が不適格と認めた場合。

16 契約手続

審査の結果、最も優れた技術提案書の提案者と契約の交渉（技術提案書の修正協議を含む。）を行います。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行います。

17 その他

- (1) 参加申込書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更はできません。ただし、病休、死亡、退職等のやむ得ない理由により変更を行なう場合は、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得ておくこと。
- (2) 特定された技術提案書の内容については、原則として契約内容に反映するものとし、必要と判断した場合は、業務内容について意見交換を行なうこと。
- (3) 技術提案者の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方針について提案を求める場合があります。
- (4) 本公告に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年日向市告示第 128 号）の定めるところによるものとします。

18 問合せ先

〒883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号 日向市 総務部 資産経営課（担当：川崎）

TEL 0982-52-2111（内線 2283）／ FAX 0982-54-8747

E-mail shisankeiei@hyugacity.jp

別表

日向市総合体育館整備事業者選定等支援業務委託 プロポーザル評価基準

(1) プロポーザル参加要請者を選定するための評価基準

評価項目	評価事項	評価内容
I 企業要件	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者数、技術者数 ・同種業務実績 ・類似業務実績 	60
II 配置予定技術者の業務実績及び保有資格の状況、その他	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者の保有資格、業務実績等 ・建築（総合）主任技術者の保有資格、業務実績等 ・建築（構造）主任技術者の保有資格、業務実績等 ・電気設備主任技術者の保有資格、業務実績等 ・機械設備主任技術者の保有資格、業務実績等 ・建設コスト管理主任技術者の保有資格、業務実績等 ・工事施工計画主任技術者の保有資格、業務実績等 	140

※資格者数や業務実績数について、評価を行う。

管理技術者

手持ちの業務件数	・ 1 件	0
	・ 2～4 件	-5
	・ 5 件以上	-10

協力事務所

協力事務所の数	・ 1 社	-4
	・ 2～3 社	-7
	・ 4 社以上	-10

(2) 提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価事項	評価内容
III 業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に対する提案者の取組方針と体制 ・業務担当チームの特徴 ・業務上において特に配慮する事項 	60
IV 課題別業務提案	課題 1 ・日向市総合体育館建設において、留意すべき課題とその対応策について	210
	課題 2 ・設計施工時のコスト、品質管理における具体的手法について	
	課題 3 ・令和 8 年度の供用開始に向けた手法について	
V 質疑回答	・提案に係る質疑回答の的確性	20
VI 価格評価	・見積額の妥当性	10

※参加要請者選定評価の評価点と、提案書特定評価の平均点を加えた合計評価点を算出し、順位を決定する。

【提案者が 1 者の場合】

提案者が 1 者の場合は、合計評価点が満点（500 点）の 6 割以上であれば、業務委託候補者とする。